

## 市庁舎整備に関する調査特別委員会中間報告の内容

20万都市にふさわしいまちづくりを進めていく上で、その中心拠点となる市庁舎のあり方は大変重要であると考えます。

その中であって、現在の市庁舎は耐震性が不足している状況にあるほか、建物・設備の老朽化に加え、庁舎の狭あい化・分散など様々な課題を抱えています。

現在、これらの課題解決のために、執行機関において市庁舎整備の方針を決定したところですが、私たち議会としても市民の安全・安心、利便性向上のために、市庁舎整備に関する調査特別委員会を設置し、市庁舎整備について調査・研究し、市庁舎整備基本計画策定への提言を行うこととしました。

各委員からの提案について協議した結果、中間報告として以下のとおりまとめることができました。

## 市民の利便性向上について

## 1 市庁舎整備に係る基本的事項

## ① 市民参加の取組

市庁舎整備に当たっては、広報やホームページのほか市民説明会などを活用して、市民に対して市庁舎整備の必要性や財政状況などを十分に説明し理解を得ること。

## ② 財政への配慮

市庁舎整備に係る費用については、国庫補助金等の活用や民間活力を活用し、整備費用だけでなくエネルギーコストなどの維持管理コストについても十分精査し、財政負担を抑えること。

## ③ 防災機能の充実

建物の耐震性の確保を図るとともに、非常用電源の確保や備蓄機能の充実などを図り、大規模災害時における拠点として整備すること。

## ④ 基本計画の策定

基本計画の策定については、必要な調査・検討を十分に行うこと。

## 2 市庁舎に必要な機能・設備

### ① 窓口サービスの充実

手続等の簡素化・迅速化を進めるため、ワンストップサービス機能等の充実を図ること。

### ② 情報化機能の充実

将来的な行政需要の変化や情報化の進展等へ柔軟に対応できる市庁舎とすること。

### ③ 人に優しい市庁舎

車いす利用者・障がい者・子供連れの方等が移動に必要なスペースの確保、多目的トイレ・授乳スペース等の確保など、バリアフリー化を含めたユニバーサルデザインの徹底により、全ての市民が利用しやすく分かりやすい機能を備えた市庁舎とすること。

### ④ 市民協働・交流

多様な市民活動の促進や、市民同士の交流、市民と行政の協働でのまちづくりの推進に必要な多目的に利用できるスペースを設けること。また、市民や職員が気軽に利用できるようなレストラン等を設置すること。

### ⑤ 防犯機能

人的警備のほか、職員や関係者の入退出管理システムの導入やICT化による情報セキュリティ、個人情報保護のための管理体制を徹底すること。

### ⑥ 環境への配慮

自然エネルギーや再生可能資源の利用を考慮し、環境負荷の低減を図ること。

### ⑦ 機能・効率

将来の行政需要の変化に対して対応可能なスペースとして整備すること。